

被災建築物応急危険度判定連絡訓練メールにおける
メール送信形式の不備について

建築課

1 事案の内容

(1) 漏えいした保有個人情報

春日部市に在勤・在住している「被災建築物応急危険度判定士」に係る氏名・メールアドレス（メールを送信した被災建築物応急危険度判定士間でお互いのメールアドレスが確認できる状態であった）

(2) 件数

104件（メール送信件数）

2 概要・発覚の経緯（時系列）

(1) 概要

春日部市では、地震災害時における被災建築物応急危険度判定に関して、春日部市に在勤・在住している「被災建築物応急危険度判定士」に対しメールを使用した「連絡訓練」を年数回、実施している。

今回、連絡訓練の実施に当たり、本来、ブラインドカーボンコピー（BCC）メールにて送信すべきところ、誤って、お互いのメールアドレスが把握できる形式で送信してしまった。

(2) 経緯（時系列）

①令和6年1月16日 16時45分頃

春日部市役所都市整備部建築課の職員が判定士（合計104名）に対してメールを送信

②令和6年1月18日 9時30分頃

メールを受信した判定士が他の判定士のメールアドレスが見えていることについて問い合わせがあり発覚

3 対応

(1) 発覚後の対応

①市長・副市長に報告

重大事象発生報告書によって報告した。

②メール送信相手に対し事実報告等のメール送信

令和6年1月18日 16時40分頃、判定士104名に対し、メールにて氏名・メールアドレスの漏えいの報告及びメールの削除依頼の連絡をした。

(2) 問い合わせ状況について

①1月26日正午現在、上記②のメール送信以降、この件に対する問い合わせはない。

4 問題点・課題の分析

- ・メール本文作成後に外部へメールを送る際は、管理者の承認が必要であり、二重チェックを実施する規定となっているが、担当者及び管理者がメールの送信手段について、見落としてしまった。
- ・個人情報の取扱いに対する自覚の欠如及び二重チェックだけではなく、複数人で確認する必要があった。

5 再発防止策

- ・外部へメールを送信する際は、担当者及び管理者承認により二重チェックを実施しているが、誤送信が発生してしまったため、管理者承認前に複数の目で確認することを徹底する。
- ・職員の意識については、個人情報の適切な管理について注意喚起を行うとともに、今回の事例について課内で情報共有することで意識の向上を図る。